

# ひ乃木ケアリング訪問看護ステーション 重要事項説明書

＜令和8年6月1日＞

当ステーションが提供する訪問看護サービスについて、厚生労働省令第37号の規定に基づき、重要事項を以下の通り説明いたします。

## 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	ひ乃木ケアリングサポート株式会社
主たる事務所の所在地	東京都調布市仙川町一丁目24番地1 仙川アヴェニュー南パティオ 2F 21 号室
代表者	代表取締役 檜垣孝文
設立年月日	2016年1月15日
電話番号	03-5969-8838

事業所の名称	ひ乃木ケアリング訪問看護ステーション
所在地	東京都調布市仙川町一丁目24番地1 仙川アヴェニュー南パティオ 2F 21号室
連絡先・相談窓口	電話 03-5969-8838 FAX 03-5969-8789
営業日・営業時間	月・火・木・金・土 9時00分～18時00分 ※
営業しない日	水・日曜日・リフレッシュ休暇(6月)・夏季休暇(8月)・年末年始
管理者	檜垣孝文
事業所番号	1364290138
指定年月日	2016年4月1日
サービス種類・提供地域	訪問看護(医療・介護)・調布市・世田谷区・三鷹市・狛江市

※ 緊急時訪問看護(24時間対応体制)契約に同意いただいた場合は営業日、営業時間外も随時対応いたします

## 事業所の職員体制

	職種	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名(兼務)		事業所管理	1名(兼務)
	看護師	2名	2名	面接(相談)処置・援助	4名
事務職員			1名	経理事務	2名(兼務)
管理栄養士			1名		1名

## 事業の目的と運営の方針

訪問看護師等が主治医の指示によりお住まいに訪問して療養生活を送っている方の看護を行います。本人や家族の思いに沿った在宅療養生活の実現に向けて、専門性を発揮し、心身の健康と機能維持、回復・自立、生活の質の向上、予防から看取りまでを目的としています。関係市区町村及び近隣の医療、福祉、介護サービスを提供する機関との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

当ステーションは、「幸福追求型経営」と「Work - Life Blend」の理念に基づき、利用者様が住み慣れた地域で、その人らしく尊厳を持って生活できるよう支援します。医療・看護の専門性と精神をもって、地域社会の安心を支える拠点となることを目的とします。

当ステーションには、高齢者の方をはじめ認知症、神経難病、循環器科、精神疾患、ホスピス緩和ケアなどの幅広い分野で経験を積んだスタッフが在籍しており、心と身体をトータルサポートすることができる在宅ケアステーションです。様々な専門分野の教育アドバイザーと連携することで、常に最新の情報を共有し知識と技術の向上に取り組んでいます。地域看護を担う人材育成にも力をいれています。地域・社会との輪を大切に、心と身体を支える「ケアリングスペシャリスト」を目指します。また、時代に合ったニーズを理解し、変化を恐れずいかなる時もケアリングの本質を追求していきます。

## 訪問看護サービス内容

・療養上の世話

・診療の補助

**健康チェック** 体温・脈拍・血圧を測定し、食事、排せつや睡眠など日常生活の健康管理を行います。

**身体清潔ケア** 入浴介助や清拭・洗髪・手浴・足浴など身体を清潔に保つお手伝いをします。

**医療管理と処置** 服薬管理指導、注射、吸引、胃ろう、カテーテル管理等の医療処置。創傷や褥瘡予防処置などを行います。

**生活相談** 食事、栄養面 衣・食・療を中心に日常生活を支えます。管理栄養士による栄養相談も可能です。予防栄養相談を推進しています。

**リラクゼーション・リハビリテーション** マッサージ、アロマ、ストレッチ、体操などで癒しと機能維持に努めます。

**心のサポート** 認知症看護、精神科看護。利用者様、御家族様に対する心理相談を行います。

精神科訪問看護：症状の観察、服薬管理、対人関係の相談、自立支援・社会復帰への援助。

**ACP 緩和ケア** エンドオブライフケア。最期までその人らしさを尊重し、あらゆる不安や痛みの緩和に努めます。在宅での看取り。

## 訪問看護サービス提供エリア(通常の事業の実施地域)

ステーションが通常の事業実施地域は、調布市、世田谷区、三鷹市、狛江市とする。

ただし、調布市は仙川町、緑ヶ丘、若葉町、入間町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、菊野台、柴崎町、国領町、佐須町、八雲台、調布ヶ丘、狛江市は東野川、西野川、世田谷区は給田町、北烏山、南烏山、粕谷、上祖師谷、千歳台、祖師谷、成城、千歳船橋、三鷹市は中原町、新川町、牟礼を通常訪問範囲とする。しかし、上記他エリア以外に法人の判断で事業実施地域をとる場合がある。

## 利用料金

加入されている保険の種類に応じた自己負担割合が利用者の負担額となります。

保険料金ならびに利用者負担額の目安については契約書別紙サービス内容説明書に記載してあります。※別紙算定料料金表参照

### (1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は利用料金の 1 割または2割(負担割合証の割合に準ずる)がご利用者の負担となります。

### (2) 健康保険給付対象サービス

保険の種類に応じ被保険者、被扶養者により負担額が変わることがあります。

### (3) 交通費

2 の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は実費です。1kmごと 100 円の加算になります。

### (4) その他の費用

サービスの実施に必要な日常生活上の物品、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者の負担となります。

### (5) キャンセル料

ご利用者はいつでも契約を解除することができます。サービスを中止する場合、一切料金はかかりません。ただし、当日のキャンセルは実費がかかります。

### (6) 保険給付対象外サービス

保険での給付の範囲を超えたり、時間外(交通費を含めて)のサービス提供などはご利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

### (7) ご利用料金等のお支払い方法

現金の場合は、集金に伺います。

銀行・郵便振込の場合振込み手数料がかかります。手数料はお客様負担とさせていただきます。

領収書はご利用者様の控えに変えさせていただきます。

\* 毎月10日までに前月分の請求をします。

\* 25日までに振込みをお願いします



HINOKI CARING

ひのきケアリングサポート(株)

## サービス内容に関する苦情等相談窓口

### (1) 当事業所 利用者相談苦情窓口

窓口責任者	檜垣 孝文
利用時間	午前9時00分～午後6時00分
利用方法	電話 03-5969-8838 面接 当事業所 運営事業部

### (2) その他

当事業所以外に、各地域の保健福祉課や東京都国保連の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事が出来ます。

## 緊急時における対応方法

看護師等は訪問看護サービス提供中に利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医、へ連絡し、指示を求め必要な対策を講じます。主治医に連絡が取れない場合、緊急搬送等の措置を講じます。緊急時連絡先(家族)、各支援事業者等に連絡をします。

- ・ 緊急時訪問看護加算又は24時間対応体制加算について説明を受け同意契約された利用者様契約者様へは緊急連絡先となる当社携帯電話番号をお伝えいたします。緊急訪問が発生した場合は加算料金のほかに、訪問ごとの料金として(医療保険下(精神科医療含む)、介護保険下)各行政機関で定められた指定の時間変動料金が発生します。

大規模自然災害など有事の際について

- ・ 新興感染症の発生、震度5強以上の地震(南海トラフ巨大地震等)、巨大台風や局地的豪雨にともなう線状降水帯の発生、河川の氾濫による避難勧告、豪雪等が起こった場合は、**緊急時対応体制契約、24時間対応体制加算契約の方においても訪問できない場合があります。**

※法人運営会議、行政の指示に従い安全に業務が行える体制を整えたのち、訪問を再開します。

主治医	病院名及び所在地	
	医師名	
	電話番号	

緊急時連絡	氏名 (続柄)	
	住所	
	電話番号	

## 利用者の方へのお願い

- ・サービス利用の際には介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- ・健康保険利用の方はマイナンバーカードもしくは、加入の健康保険証を提示してください。その他公費サービス等の対象の方は、公費サービスを受けるための受給者証等も提示してください。

## ハラスメント防止条例にともなう禁止行為

当社は従業員、利用者、家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう積極的に予防法務を推進し倫理法務会議を実施しています。従業員への心身に危害が加わるような暴言・暴力・ハラスメント行為は固くお断りします。以下の点についてご協力ください。

- ① 暴力又は乱暴な言動(物を投つける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声、泣きわめく、を発する等)
- ② セクシュアルハラスメント(訪問看護師等の体を触る、手を握る、腕を引っ張る、抱きしめる、女性のヌード写真を見せる等)
- ③ カスタマーハラスメント(緊急でない不要な頻回電話による業務妨害、高圧的・威嚇的な口調、誹謗中傷、侮辱行為や電話等)
- ④ その他(自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為等)
- ⑤ 宗教活動、政治活動、営利活動などの勧誘、その他迷惑な行為

※職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を即時解除する場合があります。

## 虐待防止について

当社は利用者、家族の人権擁護・虐待防止のために積極的に予防法務を推進し倫理法務会議を実施しており、以下の点に掲げる必要な措置を講じています。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しております。**責任者 代表取締役 檜垣孝文**
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。**法人顧問弁護士事務所 多摩桜みち法律事務所 上條辰徳**
- ④ 従業員に対する虐待防止啓発普及研修を実施しています。
- ⑤ 当社は虐待防止のための委員会として、倫理法務会議を開催し、予防法務の推進と対応策について従業員に周知徹底を図っています。

## 身体拘束等の禁止について

当ステーションでは、利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為を行いません。万が一、自傷他害行為などの緊急やむを得ない理由により身体拘束等を行う場合は、その状態、時間、理由等について詳細に記録し、速やかに利用者様及びご家族様へ説明を行います。また、適切なサービス提供のため、職員への定期的な研修を実施いたします。

## BCP 業務継続計画の策定

新興感染症や非常災害等の発生時において、利用者の訪問看護の提供を継続的に実施するために業務再開を図る計画として業務継続計画を策定し必要な対策を講じています。

- ① 従業者に対して業務継続計画を周知し必要な研修と訓練を定期的を実施します。研修と訓練時に訪問看護スケジュールの変更調整をお願いする場合がありますのでご協力ください。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い変更を行います。緊急時個別支援計画を作成の際は利用者、家族との協同が必要となりますのでご協力ください。

## 守秘義務と個人情報の取り扱い

事業者と利用者が双方でかわす個人情報使用同意書、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)に則り個人情報を取り扱います。

## 訪問看護契約の終了

### 利用者解除権

利用者は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。ただし、利用者のやむを得ない事情や事業者が契約継続できない不当な行為があった場合は、通知により予告期間なくこの契約を解除できるものとします。

### 事業者解除権

事業者は、利用者、家族、関係者が法令違反又はサービス提供を著しく阻害する行為をなし、事業者から再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、治療同盟維持が保てないと判断しこのサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとします。

事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、利用者居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、関連機関と協議し、可能な限り必要な援助を行います。ただし、利用者又は家族、関係者が正当な事由なく当該援助を拒否するときはこの限りではございません。

次の事由に該当する場合は、事業者は通知により予告期間なくこの契約を解除できるものとします。

- ① 利用者が事業者を支払うべき料金を30日以上滞納し、事業者の催促にも関わらず全額の支払いがない場合。
- ② 利用者やその家族、関係者による事業者及び従業員への暴力、脅迫などの犯罪行為、ハラスメント、過度のクレーム等、訪問看護サービス利用継続が著しく困難で治療同盟維持が保てない行為が認められた場合。
- ③ 事業者又は従業員からの指示依頼に従わず、適切な訪問看護サービスが提供できないと判断した場合。

## 令和 8 年度診療報酬改定に伴う主な変更点

### 運営の健全性の確保および不当な誘引等の禁止【令和 8 年新設基準】

当ステーションは、令和 8 年度の指定訪問看護運営基準の改正に伴い、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう、以下の事項を厳格に遵守します。

- ・不当な誘引・紹介料の禁止：利用者様の獲得を目的として、特定の居宅介護支援事業所、医療機関、福祉事業所施設、高齢者施設住宅等に対し、金品や経済上の利益を提供すること（いわゆるキックバック等）、および過剰な訪問看護を誘発するような不適切な営業行為は一切行いません。
- ・利用者様の選択の自由の保障：特定の施設や医療機関による利用者様の「囲い込み」には加担せず、常に利用者様ご本人の自由な意思による選択を尊重し、真に必要なかつ適正な訪問看護のみを提供します。
- ・適正な請求と法令遵守：不正請求や基準違反に繋がるような、外部からの不適切なサービス提供の強要には一切応じず、医療倫理に基づいた健全なステーション運営を徹底します。

**服薬管理の強化：**訪問時に残薬の確認を行い、主治医や薬剤師と連携して適切な服薬管理を行います。

**訪問時刻の記録：**サービスの質向上のため、実際の訪問開始時刻および終了時刻を記録します。

医療 DX 情報の活用：オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報を活用し、より精度の高い看護を提供します。

### 利用料金(令和 8 年度 6 月改定 診療報酬単価対応)

※以下は医療保険適用の際の主な料金です。保険割合(1~3割)に応じた自己負担となります。

#### (1) 基本料金(月の初日)

訪問看護管理療養費：7,710 円

精神科訪問看護管理療養費：7,710 円

#### (2) 訪問看護基本療養費(1回につき)

基本療養費(I)(週 3 日目まで)：5,550 円

同一建物居住者の場合：訪問人数等に応じた細分化規定に基づき算定。

※適正なケア確保の観点から、20 分未満の訪問は算定対象外となります。

#### (3) 必ず算定される加算・評価料等

24 時間対応体制加算イ：6,800 円(月 1 回)

#### (4) 交通費(実費負担項目)

通常の訪問エリアを越える訪問の場合、燃料費高騰等の実情に鑑み、エリア外の移動にかかる交通費をご負担いただきます。



HINOKI CARING

ひのきケアリングサポート(株)

## 介護保険適用の場合

厚生労働大臣が定める単位数に基づき、地域区分 2 級地 (調布市: 11.12 円) を乗じて算出します  
※当ステーションは現在のところ「介護職員等処遇改善加算」は算定しておりません。

サービス内容(要介護)	単位数	自己負担額(1割の目安)
訪問看護 20分未満	313 単位/回	約 348 円/回
訪問看護 30分未満	470 単位/回	約 522 円/回
訪問看護 30分以上 60分未満	821 単位/回	約 912 円/回
訪問看護 60分以上 90分未満	1,125 単位/回	約 1,125 円/回
緊急時訪問看護加算	574 単位/月	約 638 円/月

サービス内容(要支援)	単位数	自己負担額(1割の目安)
介護予防訪問看護(要支援 1)	1,247 単位/月	約 1,386 円/月
介護予防訪問看護(要支援 2)	2,547 単位/月	約 2,832 円/月
緊急時訪問看護加算(予防)	574 単位/月	約 638 円/月

## 医療保険適用の場合

項目	算定量(10割)	自己負担額(1割の目安)
訪問看護基本療養費(I)週 3 日目まで	5,550 円	約 555 円～
訪問看護基本療養費(I)週 4 日目以降	6,550 円	約 655 円
精神科訪問看護基本療養費(I)	5,550 円	約 555 円～
訪問看護管理療養費(月の初日)	7,710 円	約 771 円/回
訪問看護管理療養費(2 日目以降)	3,010 円	約 301 円/回
24 時間対応体制加算(イ)	6,800 円	約 680 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	約 5 円/月
訪問看護物価対応料 1(月の初日)	60 円	約 6 円/月

※「訪問看護ベースアップ評価料」は、現時点でのスタッフの働き方の調和を優先し、当面の間は算定いたしません。

## 医療情報連携および ICT 活用の独自方針

ICT・医療 DX の活用: 最新の ICT システムおよびオンライン資格確認体制を導入し、主治医や関係機関との迅速かつ正確な情報連携を実践しています。

### 【プライバシーおよび治療同盟の保護について】

国の制度として連携先機関名のウェブ公表を条件とする加算が存在しますが、当ステーションでは利用者様の通院先等の秘匿性を守り、治療同盟を維持することを最優先とし、不特定多数への情報公開を伴う加算の算定は行いません。利用者様、御家族様から同意を得た関係者間でのみ、最高水準のセキュリティのもと連携を実施いたします。

### 安全管理体制と適正な記録の実施

訪問時刻の厳格な記録: サービス提供の透明性を確保するため、実際の訪問開始時刻および終了時刻を分単位で正確に記録します。

安全管理: 安全管理指針を整備し、医療事故防止に努めます。

私は、契約書、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

住 所

氏 名

印



**HINOKI CARING**

ひのけケアリングサポート(株)